

**障害者雇用実務講座・雇用ゼロ企業セミナー開催業務委託
プロポーザル実施要領**

1 趣旨

この実施要領は、「障害者雇用実務講座」及び「雇用ゼロ企業セミナー」の企画・運営に関する業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

- (1) 業務の名称 障害者雇用実務講座・雇用ゼロ企業セミナー開催業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」による
- (3) 委託料の上限 金3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）
この限度額とは別に、契約手続きの中で予定価格の設定をする。
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日（火）

3 委託業者選定にかかる事項

(1) 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式とします。

プロポーザルの申込みがあった業者から提出された企画書の内容を審査し、総合的に最も優れた提案をした業者を委託候補者として選定します。

(2) プロポーザル参加資格、条件等

- ①優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること
- ②プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- ③宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- ④富山県の指名停止措置を受けている者でないこと
- ⑤次のいずれにも該当しない者

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

エ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

4 プロポーザルの参加手続等

(1) 参加申込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申込書（様式1）を令和7年4月3日（木）17時まで（必着）に労働政策課雇用推進係に電子メールにて提出してください。（電話で到達確認をしてください。）

(2) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、令和7年3月25日（火）17時まで（必着）受け付けます。質問は質問書（様式2）へ記入のうえ、労働政策課雇用推進係に電子メールにて提出してください。（電話で到達確認をしてください。）

(3) その他

参加申込み及び質問の提出先は、「10 提出・問合せ先」を参照してください。

5 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を申し込みされた業者は、別紙の仕様書を踏まえ、次のとおり、企画提案書等をご提出ください。

(1) 提出期限

令和7年4月10日（木）17時（必着）

(2) 提出先

「10 提出・問合せ先」を参照してください。

(3) 提出方法

電子メール（電話で到達確認をしてください。）

(4) 提出書類

① 企画提案書

ア 別紙「仕様書」を参照の上、提案してください。

イ 契約期間における業務工程（全体スケジュール）を別紙「仕様書」に記載の業務毎に記載してください。

② 経費見積書（任意様式）

本委託業務の実施に伴うすべての経費を算出し、見積書を提出してください。また、積算の内訳がわかるように記載してください。

③ 業務実施体制等（任意様式）

ア 責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制等

イ 会社概要（パンフレット等）

ウ 過去の類似事例の受注実績

6 審査方法及び審査結果

(1) 審査方法

企画提案書をもとに書面審査により委託業者を選定します。原則、書面審査のみですが、必要に応じてプレゼンテーションを実施します。

(2) 企画に係る評価のポイント

- ① 事業の趣旨に合った企画内容となっているか、また、全体的内容や実施方法に工夫は見られるか
- ② 講座の内容や講師、事例紹介企業及びバスツアーの見学企業が、受講者のニーズを反映した効果的な内容となっているか
- ③ 受講者が参加しやすい会場や日時の設定となっているか
- ④ 広報について工夫がなされているか
- ⑤ 委託事業を期間内に円滑に遂行できる人員体制・業務負担となっているか
- ⑥ 計画・準備作業を含め期間内に確実に実施できるスケジュールとなっているか
- ⑥ 経費内訳が妥当なものとなっているか

(3) 結果通知

審査結果は、後日、書面で採否のみ通知します。また、審査結果に対する異議申し立てはできません。

7 契約

プロポーザルの結果、採用となった後は県と協議の上、最終的な仕様を確定し、別途業務委託契約を締結するものとします。

8 その他

- (1) プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、参加者の負担とします。
- (2) 次に掲げる提案は無効とします。
 - ア 所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった場合
 - イ 本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合
- (3) 提出された企画書は、返却しません。
- (4) 業務委託により作成した成果物及びこれに係る著作権は、県に帰属します。
- (5) 受託者は、業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (6) 当事業は、国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用した事業であり、会計検査院の検査等の対象となる可能性があることから、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管してください。
- (7) 受託者は、原則として業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、受託者があらかじめ県と協議し、県が認めた場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができます。

9 今後のスケジュール

3月25日(火)17時	質問書提出期限
4月3日(木)17時	参加申込書提出期限
4月10日(木)17時	企画提案書提出期限
4月下旬	企画提案書の審査、審査結果通知

	※原則、書面審査のみですが、必要に応じてプレゼンテーションを実施します。
5月上旬	契約締結、委託事業開始

10 提出・問合せ先

富山県商工労働部労働政策課雇用推進係

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

TEL:076-444-8897

E-mail: arodoseisaku@pref.toyama.lg.jp